

レンタルについての注意事項

この度は弊社にお問い合わせをいただきありがとうございます。
今回のレンタル契約にあたり貸し出しから返却まで円滑且つ末永いお取引ができます様、下記内容をご理解、ご了承ください。

1 レンタル期間

レンタル期間についてはご依頼のレンタル機械が弊社ヤードから搬出された日が使用開始(請求開始)日となります。同様に返却時もレンタル機械が弊社ヤードに到着した日が使用終了(請求終了)日となります。

2 レンタル期間中の休止

レンタル期間中に天候等の理由で休止をする場合は休止日または翌日午前10時までに弊社へご連絡ください。なお、使用総日数の2割を超える休止はできません。請求締切日近くで遡っての休止申請はいかなる場合でも対応しかねますのでご理解ください。また、月極契約時の休止はお受けできません。

3 レンタル機械の状況

レンタル機械を受け取った際に本体、関連する付属品等のご確認をお願いします。
不足や破損、不明瞭な部分がありましたら必ず機械受取日にご連絡ください。

4 レンタル機械の仕様

レンタル機械には一部油圧ホースを接続し動作をさせる物がございます。機械により適正油圧、適正油量は異なります。必ずレンタル機械に必要な油圧、油量を確認し、取付機械(ベースマシン)の油圧、油量出力を調整してご使用ください。

5 レンタル機械の破損

レンタル機械が使用中に破損した際はご連絡ください。返却時も弊社で入荷点検を行います。もし破損があった際は弊社判断により状況や費用等をご連絡致します。

6 レンタル機械の保証

弊社ではレンタル機械に対する保険、盗難を含む補償等はありません。お手数ですが、ご使用者にて保険、管理等お願いいたします。また、レンタル機械の故障による二次災害や休業補償等も上記同様お受けできませんのでご注意ください。

上記はレンタル契約書より重要箇所を一部を抜粋しております。レンタル契約書は別途ご用意がございます。詳細については随時ご確認の程お願い致します。

大変お手数ですが、本紙内容をご確認の上、下記に署名いただきFAXにて送信ください。

上記内容を確認し、承諾します。

年 月 日

サイン _____